

### 第3号議案

豊後大野市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について

豊後大野市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月27日 提出

豊後大野市長 川野文敏

#### 提案理由

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があること及び平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が県になることに伴い、国民健康保険税の減免の取扱いについて、県下の市町村で統一したいことから、この案を提出するものである。

## 豊後大野市災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市災害被害者に対する市税の減免に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第 4 条中「の規定の適用を受ける」を「各項に掲げる減免事由に該当する」に、「被害年度分の国民健康保険税のうち、災害が発生した日以後に納期限の到来する税額」を「災害が発生した日の属する月から起算して 1 年を経過するまでの間の国民健康保険税額（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）」に改め、「同条」の次に「各項」を加える。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。